

○新潟市石油の里公園条例施行規則

平成17年3月18日規則第91号
新潟市石油の里公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市石油の里公園条例(平成16年新潟市条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第9条第1項及び新潟市石油の里公園条例の一部を改正する条例(平成17年新潟市条例第68号)附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成17年規則第184号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

| | |
|---------------------------------|--|
| 指定管理者指定申請書 | |
| 年 月 日 | |
| (あて先)新潟市長 | |
| 所在地 | |
| 申請者 名称及び代表者の氏名 | |
| 電話番号 | |
| の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 | |